

【研究論文】

『新しい「IT事業者評価制度」導入の政策提言』

中田和男，田淵隆明，神尾博，横山雅義（SAAJK システム監査法制化プロジェクト）

概要

IT 事業者の経営力・技術力を総合的・客観的に評価する制度・基準が存在すれば、官公需入札での合理的な発注先選定、システム監査上での開発・運用業者の力量確認の大幅な効率向上に加え、IT 事業者自体の健全なる発展の指針としても寄与できる。その基準には、経営力・技術力の諸項目をバランス良く配分した評価体系、IT 事業分野全般の網羅性と適切なカテゴライズ、点数化による明確な順位付、制度・基準自体の持続性・柔軟性等が求められる。

しかしながら現状では、そうしたものが策定・運用されていないため、新たな「IT 事業者評価制度」の導入を政策提言する。上記の要件を満たすものとして、フレームワークは建設業の経営事項審査制度の長所を生かしながらも、一部を IT 産業に適合した項目に置き換えた採点方式を、一つの案として提示したい。

キーワード

客観的評価、公共入札、経営事項審査、点数化、システム監査

1．現状の問題点の整理と政策提言のテーマ選定

IT 業界に限らず我が国の経済全体は、バブル崩壊後 20 年もの長きに渡り停滞を続けてきた。しかしここに来てようやく回復の端緒を見せ始め、IT 業界もこの流れを受け変革の動きが始まっている。振り返ってみると、国際情勢に起因する不況や低成長は、やむを得ぬ面もあろう。しかしながら国民の大多数の目から見て、明らかに我が国独自の政策の誤りによると見なされる部分は、大いに反省し今後の政策転換に生かすべきである。

ここでは我々の次の政策提言の参考にするため、2001 年からの「規制緩和」に焦点を当て総括することにした。そして IT 業界の健全な発展への、反転攻勢につながる政策のテーマ選定として「IT 事業者評価制度」を採りあげた経緯や理由を説明する。

1 - (1) 規制緩和の功罪

規制緩和の評価については、一部マスコミ等の論調では一定の効果は認められるとしながらも、世論全体の動向としては、負の側面が取り沙汰されるケースが圧倒的に多い。

「無制限な規制緩和」や、労働者・消費者に対する「自己責任」という責任転嫁は、新自由主義の特徴である。世界各国において、この新自由主義的政策の見直しが行われているのが実情である。ノーベル賞（2001年）経済学者のスティグリッツに至っては、「[新自由主義政策で、国民経済が回復したケースは皆無](#)」と切り捨てており、これが権威ある通説と判断してよい。新自由主義により確実に失業者・自殺者が増加するので、「心中主義」と揶揄されても仕方がないであろう。

我が国の IT 関連の政策でも、たとえば「SI 登録・SO 認定の廃止」「企業経理での研究開発費の資産計上の廃止」「ソフトウェアの PL 法への適用漏れ」「電気通信主任技術者の事実上の権限縮小」「システム監査の法制化の見送り」等、これらにより IT 業界は健全な発展はおろか、ますます停滞の泥沼にはまり込んでいった。また当事者の IT 業界のみならず、発注者・消費者といったステークホルダに対しても、貢献するどころか多くの損害や不満をもたらした。

1 - (2) 次々と顕在化する歪み

規制緩和により、結果的に当初からある程度[予想された歪みが、次々と顕在化](#)していくことになった。

まずは価格競争の優先による、情報システムに起因するトラブル・訴訟の頻発である。官公需でも「どこに発注すれば大丈夫か？」がわかりにくい状況に拍車がかかった。下記はその氷山の一角に過ぎない。

< 例 1 > 某県の人事給与システムアウトソーシング事業

パッケージソフトウェアを利用しようとしたが、実現可能性の確認不足でスクラッチ開発に。

< 例 2 > 某市の財務会計システムの基盤整備及び運用のアウトソーシング事業

行政の予算制度に関するノウハウ不足による開発納期遅れ。

< 例 3 > 某教育委員会の校務処理システム開発事業

不適切な価格低減によって、ノウハウを持たない業者が落札。拡張性に欠けるシステムに。

また、ソフトウェア品質悪化や製品開発力低下により、国際競争力も衰退した。たとえば従来は日本のお家芸であった組込系家電製品である、羽無し扇風機やロボット掃除機の開発で、英米の後塵を拝する事になった。家電メーカーの相次ぐ大規模リストラは、研究開発費の資産計上容認があれば緩和されていたはずではないだろうか。

さらにはクラウド等の運用サービスや、セキュリティでも同様の傾向がある。2012年のクラウドサービス業者のデータ消失事件は、一般消費者にまで被害が及んだ代表例と言えよう。加えて情報漏洩等の相次ぐセキュリティインシデントが、この分野の人材不足を露呈していることは言うまでもない。

システム監査の専門能力を持つ SAAJ 会員にとっても他人事ではない。システム開発や運用の現場では、それまで厚遇されていた高度情報処理技術者試験等の有資格者が冷遇され、まさに「悪貨が良貨を駆逐する」状況である。

これらを一言でいえば「[技術立国（中間層主体の共生）](#)」から「[利益第一主義（格差前提）](#)」への（ネ

ガティブな)パラダイムシフトであろう。やはり規制緩和は、日本の健全な IT 産業成長の最大の阻害要因であったと言える。

1 - (3) 反転攻勢への息吹

こうした中、IT 業界も変革の動きを見せ始めた。たとえば情報サービス産業白書ではこの変革の動きを、下記の「(a) 3 つの業界構造変化」と「(b) 2 つの顧客関係及び競合関係の変化」としてとらえている。

- (a1) 受託開発型からサービス提供型へのサービス提供モデルのシフト
- (a2) 労働集約型ビジネスモデルから知識集約型ビジネスモデルへのシフト
- (a3) 多重下請け構造から水平分業型へ業界構造のシフト
- (b1) 顧客従属型からパートナー型へのシフト
- (b2) 国内産業・国内競争から国際産業・国際競争へのシフト

我々はこうした構造変化をとらえ、IT 業界の再生に寄与する政策を提言できないものかと考えた。

1 - (4) 今、システム監査人は何をすべきか？

日本システム監査人協会は、システム監査人の地位向上が一つのミッションであるが、それに留まらず、IT 技術者全体が元気になる・正当に評価される社会を目指すべきである。

我々は、システム監査の法制化を検討する過程で「IT 事業者の経営力(注記)・技術力を総合的・客観的に評価する制度・基準があれば、様々な場面で監査の効率を大幅に向上させることができるはずである」ということに気付いた。(これは結果的に、後述「6 .」のシステム監査の領域拡大にも寄与できるものである。)下記にこの効率化の例を挙げる。

- ・被監査組織体が IT 事業者の場合は、その事業者自体の経営力・技術力の現状、及び経営戦略の妥当性の確認に利用できる。
- ・被監査組織体が IT 関連業務(開発、運用等)をアウトソーシングしている場合は、業者選定の妥当性の確認に利用できる。

結果的に監査の効率性や精度が向上し、ひいては発注時の過度な価格重視の防止、IT 技術者を中心とした業界全般の活性化、企業の持つ情報システムのレベルアップ等を促すことが期待できる。

(注記)一般に「経営力」は企業活動の総括的概念だが、ここでは「財務力」的な概念として用いている。以下も同様である。

以上により、システム監査の視点から IT 事業者の力量が客観的に評価できる制度が必要であると認識するに至った。

2 . 既存の IT 事業者の評価制度の調査 ~ 当事者の外部からの目線での検証 ~

IT 事業者の「本当に使える」評価指標は、わが国に存在するのか? それを確認するため、既存の評価・認定制度について調査し、それぞれの長所・短所について分析した。その上で新しい評価制度が本当に必要なものかどうかについて考察した。

2 - (1) SI (システムインテグレータ) 登録、S0 (同オペレータ) 認定制度

情報サービス事業者の評価制度として、わが国の業界の技術力の底上げのみならず、発注者側の業者選定においても一定の有用性を有していたが、事業仕分けの対象となり、平成 23 年 3 月に廃止となった。

長所

- ・要件として、技術力（情報処理試験合格者数、設備等）、事業実績（システムインテグレーション、同オペレーション）、経営力が求められていて、[具体的な数値や事実のみの評価](#)であるため、客観性が高い。

短所

- ・[対象が情報産業全般に及ばず](#)、SI、S0 の評価に留まっている（エンベデッド、システム監査、セキュリティといった事業分野を網羅していない）
- ・[認定 / 非認定の二分法](#)であり、ランク付け、順位付けがされない。
- ・クラウド化及びパッケージソフトの普及による「SI」そのものの衰退という背景があり、もはや「SI」の看板には疑問。また「S0」も「IT サービスマネジメント」という言葉に切り替わりつつある。

総合評価

- ・採点に際しての客観性はあるが、結果的に二分法止まり。既に廃止された制度。

2 - (2) ISO9000、ISMS、ITSMS

品質、セキュリティ、IT サービス（運用）のマネジメントシステムの国際標準化機構による規格であり、日本の IT 業種においても普及・定着している。

長所

- ・要求事項に記載されている、[国際標準のフレームワーク](#)を誰もが利用出来るため、効率的な立ちあげが可能である。
- ・財務力や技術力に関係なく取得可能なので、取得後の活動を通じての継続的活動により、事業活動のさらなる強化につなげる事が出来る。
- ・他と比較しても、抜きん出て国民に周知されている制度である。

短所

- ・マネジメントシステムの有効性のみでの品質評価であり、具体的な[経営力や技術力の高さの数値評価ではない。](#)
- ・[認定 / 非認定の二分法](#)であり、ランク付け、順位付けがされない。
- ・具体的数値に基づかない認証のため、[官民癒着や利益相反のリスクあり](#)（原発規制や HACCP 等の破綻は、多くの国民の命や健康を奪っている）

総合評価

国際性はあるが、具体性・客観性に弱い。利益相反の疑念を払拭できず。

2 - (3) CMMI (成熟度モデル統合)

元々は米国カーネギーメロン大学が開発した、ソフトウェアの開発能力を示す品質管理基準（CMM）で、米国防総省の入札要件。日本でも、経済産業省が 2002 年度の調達案件から応札者にレベル認定取

得を義務付ける方向で検討を進めてきたが、中小規模のソフトウェア開発会社の強い反対で、断念した。

長所

- ・組織の能力成熟度に応じ、レベル1からレベル5までの、5つの認定レベルでランク付けされる。認定/非認定の二分法より評価がわかりやすい。
- ・経営力や技術力には直接左右されないため、下位レベルから始め、計画的にランクアップしていく事が可能である。

短所

- ・システム開発業種に限定されていて、運用（IT サービス）やシステム監査、セキュリティといった事業分野を網羅していない。
- ・具体的な経営力や技術力の高さの数値評価ではない。

総合評価

国際性があり、客観性は前述の ISO よりはましたが、それでも弱い。

2 - (4) その他の評価・選定基準

一部の官公需入札で、高度情報処理技術者試験合格者等のアサインを要件化しているが、建設業技術者のような法的な厳格な適用となっていない。

以上を総括すると、既存の IT 事業者評価制度の下では、官公需すら、本当に経営的・技術的にふさわしい業者・技術者が、選定・アサインされているかどうか？大いに疑問がある。これは間違いなく、国民全体の不幸であると言える。

したがって、やはり新しい「IT 事業者評価制度」導入は必須であるとの結論に至った。

3 . IT 産業の定義と分類

IT 産業は、受託開発、パッケージソフト、運用、クラウドサービス提供等の多岐に渡り、これらの IT 事業者を同列に評価・格付するには無理があり、合理的なカテゴライズが必要であると考えます。そこで、本章では改めて IT 産業の定義と分類を行う。

3 - (1) IT 産業の定義と分類

IT 産業の定義は日本標準産業分類に準拠し、情報サービス業（中分類 39）およびインターネット付随サービス業（中分類 40）の二つとした。これは情報サービス産業白書等、従来から蓄積されている IT 産業の業績データと整合性が取れるようにするためである。ただしその小分類においては、近年の官公需におけるニーズを鑑み、システム監査業、情報セキュリティ監査業を別枠として新設している。詳細は別表 1 を参照されたい。

- ・別表 1 : IT 産業の分類（案）

4 . 新しい「 IT 事業者評価制度」の在り方とは？

ここでは新しい「 IT 事業者評価制度」が、まずは全体としてどういった方向性が望ましいかを考察する。その後で具体的な制度設計について説明する。

4 - (1) 新しい「 IT 事業者評価制度」の要件定義

前章の調査・分析によって判明した、既存の評価制度の長所を生かしながら短所を補う必要がある。下記を要件として抽出した。

技術力の評価のみにとどまらず、経営力や社会性等の諸項目をバランスよく配分し、**事業者全体の力量が評価できる体系**とすること

IT 事業分野全般を網羅し、適切なカテゴライズがされていること

認定・非認定の二分法でなく、**点数化により各事業者を明確に順位付**する相対的評価であること

制度自体が持続性・柔軟性に優れており、**継続的な運用が可能**なこと

評価手続きの費用の経済性があり、実務上、申請者の負担にならないこと

4 - (2) 評価基準の方向性

前節のすべての要件を満たすものとして、**建設業法による経営事項審査制度のフレームワークを活用しつつ、IT 業界の特性・実情を踏まえ、一部の評点項目の内容と点数を修正した採点方式**を採用する。

4 - (3) 建設業法の経営事項審査制度の概略

IT 事業者評価基準の説明に先立ち、参考にした「建設業法・第 27 条の 23」の経営事項審査制度の概略を説明する。同制度は、昭和 24 年から今日まで続き、官公需の発注者側や建設業界において、長期に渡り十分に機能し定着している。

建設業法では、建設事業者は毎年 1 回、「決算変更届」が義務付けられている。その中で希望事業者は「経営事項審査」を受けることが出来る。有償（毎年 23,000 円～：経営状況分析申請と経営規模等評価申請の合算）であるが、ISO9000 の登録時の審査料の約 100 万円、同更新審査料の約 30 万円と比べて、格段に費用負担は少ない。「IT 事業者評価制度」も、**建設業の経営事項審査並みの審査手数料**になるはずである。

東京都都市整備局サイトによると、経営事項審査（建設業）は、下記の説明がされている。（注：このサイトを引用したが、この制度は全国一律である。）

- ・公共工事（国又は地方公共団体等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。
- ・その建設業者の経営規模の認定、技術力の評価、社会性の確認、経営状況の分析がなされ、客観的な評点がつけられます。

4 - (4) 採点シートと概略説明（評価項目・計算方法）

総合評点の計算式は下記の通りである。「IT 事業者評価制度」も、基本的には建設業の経営事項審査と

同様の計算式を用いることを考えている。[詳細は採点シート（経営規模等評価通知書）等を参照](#)された
い。

[総合評点 \$P = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W\$](#)

- ・ [売上高評点](#) (X1): 売上に応じ段階的に点数を付与する。経営規模を表す指標の一つである。
- ・ [経営規模評点](#) (X2): 自己資本額点数と平均利益額点数から算出する。
- ・ [経営状況評点](#) (Y): 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量につき採点する。
- ・ [技術力評点](#) (Z): 技術力を審査する評点で、技術職員数評点と主業売上高で算出する。
- ・ [社会性等評点](#) (W): 労働福祉、営業継続、法令遵守、国際標準化機構登録、情報処理技術者試験合格者、情報処理装置保有台数等の項目で算出する。

- ・ 別表 2 「経営規模等評価の綱目の評価」
- ・ 付表 1 「売上高評点」、「自己資本額評点」、「平均利益額評点」、「主業売上評点」、「技術職員数評点」
- ・ 付表 2 「社会性等評点」、「経営状況評点」

4 - (5) 特別に考慮した事項（建設業法との相違点）

計算式の中の一部の評価項目については、建設業との違い・特性を鑑み、IT 事業者にあふさわしいものに置き換えたものを提案する。主たる相違点は以下の通りである。

売上高評点: 建設業では、完成工事高を採用しているが、IT 事業者では、工事期間が比較的短いケースが多いことを考慮し、年間売上高を採用した。

技術力評点: 技術力評点は、技術職員評点と主業売上高評点から算出する。建設業では、元受完成工事高を採用しているが、IT 産業においては、元請/下請の関係だけでなく、協業が行われるケースも多いため、継続的な統計データが得られる主業売上高を採用している。

社会性等評点: 建設業の評点を参照しながら、一部、IT 産業にあふさわしい項目に改めた。

- ・ システム管理点数: 管理資格者数（[公認システム監査人](#)、中小企業診断士等）と年間売上高から算定する。
- ・ 情報処理装置保有点数: 建設業の建設機械保有台数に代え、開発用情報処理装置保有台数を採用する。

国際標準化機構登録点数: ISO9000、ISO14000、ISO27000 (ISMS)、ISO20000 (ITSMS) の登録について加算する。

注記: 建設業法に準じ、IT 事業者の社会性を評価するものとして得点には加えるが、全体の一部にすぎないため、総合評価点に過度の影響を与えることはない。

5 . 期待される効果 ~ [広く国民に受益のある制度](#) ~

本制度の導入によって、下記の効果が期待できる。官公庁の発注者や IT 業界に留まらず、広く国民に受益のある制度であると言える。

官公需入札での条件化による、合理的な発注先選定及び成果物品質の向上
客観的な点数評価及び可視化による（官民間問わず）競争の透明性の確保
システム監査に際して、関連する開発・運用業者の力量確認の精度向上及び大幅な効率化
IT 業界の人材育成・技術者評価への意欲の向上による優良事業者の育成、及び国際競争力の強化

6 . 今後の検討課題

本研究はひとつのたたき台として提案するものであり、まだまだ数々の検討課題がある。そのいくつかを列挙する。

- ・政策として実現するためのロビー活動は？

< 衆議院の公聴会で「システム監査の法制化」を発言した実績のある、当プロジェクト主査の田淵隆明が口頭説明します >

- ・統一テーマ「システム監査の領域拡大」との関係は？

この IT 事業者の評価制度が確立すれば、システム監査人は監査の効率化のために、大いに活用することが望ましい。むしろ監査の過程で気付いたこの制度の問題点や課題を、たとえば当協会を通じて監督省庁に伝える等で発言力を増すといった方向に、エネルギーを割くべきである。

- ・SOHO 事業者の取り扱いはどうするか？

一部採点項目の要件緩和や加点といった特例措置の考え方もある。しかしながら、そうしたいいわゆる「下駄はかせ」は制度を事実上骨抜きにし、発注者や消費者のメリットを縮小させるばかりか、中長期的には SOHO 自体の健全な成長に寄与しないであろう。別途、SOHO の発展への融資制度等の支援策の枠組みにて、議論・検討すべきであると考えられる。

- ・入札時の一定要件の技術者アサインは？

建設業法では、一定規模以上の工事には監理技術者、主任技術者の選任が義務付けられている。IT 産業においても、特に官公需においては一定規模以上のシステム開発や運用、監査には、高度情報処理技術者の選任を義務付けすべきであると考えられる。また我々が提案する制度でも、売上や利益よりも技術者数に対し、さらに重点配分するといった対応が必要かもしれない。

7 . まとめ

以上の考察により、下記を結論付けた。

従来の諸制度の短所を補完する、新しい「IT 事業者評価制度」の導入を政策提言する。

経営力・技術力等の諸項目を点数化・集計することで、順位付を可能にして客観性を確保する。

入札の透明性・適正性の確保、優良 IT 事業者の育成・分別、システム監査における効率化及び監査領域の拡大等の、多岐に渡り多大な効果が期待できる。

制度を活用し定着させ、IT 業界全体の改革の促進、官公庁や一般企業の情報システムのレベルアップ、IT 技術者の能力や待遇向上等、さらに広く国民への受益につなげていく必要がある。

本稿は主査（田淵氏）の計らいで、私・中田和男が中心的な役割を担うこととなったが、システム監査法制化研究プロジェクトのメンバーである田淵隆明氏、神尾博氏、横山雅義氏とともに、知恵を絞り汗を流した共同作品であることを誇りに感じる。同志各位にこの場を借りて改めて御礼申し上げる。

8 . 参考文献

- ・ 情報サービス産業協会編（2012.12）『情報サービス産業白書 2013』
- ・ 情報サービス産業協会（2010.11）「ソフトウェア業統計表」「情報処理・提供サービス業 統計表」「インターネット付随サービス業統計表」『平成 22 年特定サービス産業実態調査』
- ・ 情報サービス産業協会（2011.12）『2011 年版情報サービス産業基本統計調査』
- ・ 日本情報経済社会推進協会編（2011.11）『情報化白書 2012』
- ・ フリー百科事典ウィキペディア(2012.12) 『情報処理技術者試験』
- ・ 総務省統計局（2007.11）『日本標準産業分類』
- ・ 日本システム監査人協会（2011.1）『情報システム監査実践マニュアル』
- ・ 建設業適正取引推進機構（2011.5）『建設産業施策ハンドブック 2011』
- ・ 建設業許可行政研究会編著（2011.7）『改訂 8 版 新しい建設業経営事項審査申請の手引き』
- ・ 国土交通省（2008.1）『経営事項審査の事務取扱について 国総建第 269 号』
- ・ ジョセフ・E・スティグリッツ（2002.5）『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』
- ・ 田中克己（2012.5）「受託ソフト開発会社は、もう終わり！」『日経 ITpro サイト』
- ・ 落合和男（2008.4）「問題ベンダの選別基準」『@自分戦略研究所サイト』
- ・ 中田和男，横山雅義，田淵隆明，神尾博（2012.6）『システム監査の法的義務化等の IT 政策提言』
- ・ 田淵隆明（2011.8）『システム監査の法制化の現状と今後の方策』
- ・ 田淵隆明（2012.10～12）「SAP エキスパートコラム 第 26 回～第 29 回」『SAP ジャパンサイト』
- ・ 田淵隆明（2012.6）『衆議院 社会保障と税の特別委員会 公聴会議事録』
- ・ 神尾博・浦上豊蔵（2004.3）「エンベデッドシステムにおけるシステム監査の摘要」『システム監査学会誌 No.17』
- ・ 神尾博（2012.8）「クラウドサービス業者・大規模データ消失事件に見る 5 階層の視点」『日本システム監査人協会報 No.138』

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

売上高・主業売上高 281,050,000
自己資本額 150,000,000

大規模Sierを想定
従業員数:4,000人程度
情報システム総合開発を主業とする
商社系のため製品の製造は微量



審査基準日 平成 年 月 日

電話番号
市区町村
行政庁記入欄

[金額単位：千円]

IT事業の種類	総合評定値 (P)	売上高		主業売上高及び技術職員数						評点 (Z)
		年平均	評点 (X1)	主業売上高 年平均	技術職員数 Level4	技術職員数 Level3	技術職員数 Level2	技術職員数 Level1	その他	
3911 受託開発ソフトウェア										
受託開発ソフトウェア	2,188	35,000,000	1,872	35,000,000	40	80	120	400	800	2,160
プログラム作成	2,177	30,000,000	1,828	30,000,000	40	80	120	400	800	2,160
情報システム総合開発	2,342	105,000,000	2,490	105,000,000	40	80	120	400	800	2,160
ソフトウェア作成コンサル	2,139	20,000,000	1,677	20,000,000	40	80	120	400	800	2,160
3912 組み込みソフトウェア										
情報通信機械器具組み込みソフトウェア										
輸送用機械器具組み込みソフトウェア										
3913 パッケージソフトウェア										
3914 ゲームソフトウェア										
アーケード用ゲームソフト										
家庭用ゲームソフトウェア										
その他ゲームソフトウェア										
3921 情報処理サービス										
受託計算サービス	2,120	15,000,000	1,601	15,000,000	40	80	120	400	800	2,160
計算センター	2,177	30,000,000	1,828	30,000,000	40	80	120	400	800	2,160
タイムシェアリングサービス										
マシンタイムサービス										
データエントリ										
3922 情報提供サービス										
3923 システム監査サービス	2,158	25,000,000	1,753	25,000,000	40	80	120	400	800	2,160
3924 情報セキュリティ監査サービス	2,139	20,000,000	1,677	20,000,000	40	80	120	400	800	2,160
3929 その他の情報処理サービス										
世論調査										
その他情報処理サービス										
4011 ポータルサイト・サーバ運営										
ウェブ情報検索サービス										
インターネット・ショッピング・サイト										
インターネット・オークション・サイト										
4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ										
A S P	1,949	500,000	918	500,000	40	80	120	400	800	2,160
ウェブコンテンツ提供	1,952	550,000	930	550,000	40	80	120	400	800	2,160
4013 インターネット利用サポート										
電子認証										
情報ネットワーク・セキュリティ・サービス										
その他										
合計		281,050,000		281,050,000						

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額	150,000,000	3,559
利益額	16,000,000	2,344
評点 (X2)		5,903

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

その他の審査項目 (社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有	
労働福祉の状況		15
営業年数	20年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	無	
IT業の営業年数		30
防災協定の締結の有無	有	
防災活動への貢献の状況		15
営業停止処分の有無	無	
指示処分の有無	無	
法令遵守の状況		0
会計監査の受信状況	会計監査人の設置	
システム監査の受信状況	確認書類の提出	
システム監査技術者等の数	無	
監査制度適用の状況		30
開発用情報処理装置の保有状況		10
開発用情報処理装置の保有状況		10
I S O 9 0 0 0 s の登録の有無	有	
I S O 1 4 0 0 0 s の登録の有無	有	
I S O 2 7 0 0 1 の登録の有無	有	
I S O 2 0 0 0 s の登録の有無	無	
国際標準化機構が定めた規格に基づく登録の状況		10
評点 (W)		110

(参考)

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率	-0.050	自己資本対固定資産比	320.000
負債回転期間	3.748	自己資本比率	64.000
総資本売上総利益率	32.129	営業キャッシュフロー	15.000
売上高経常利益率	5.100	利益剰余金	100.000
		評点 (Y)	1,399

科目	決算	科目	決算	科目	決算	科目	決算
固定資産	50,000,000	自己資本	150,000,000	売上高	300,000,000	経常利益	25,000,000
流動負債	80,000,000	総資本(当期)	160,000,000	売上総利益	80,000,000	税引前利益	24,500,000
固定負債	15,000,000	総資本(前期)	170,000,000	営業外収益	500,000	当期純利益	13,000,000
利益剰余金	100,000,000			営業外費用	350,000	営業キャッシュフロー(当期)	20,000,000
						営業キャッシュフロー(前期)	10,000,000

別表1 IT産業の分類(案)
(建設業法第二条第1項の別表に相当)

日本産業分類における細分類	IT事業の種類	IT事業の内容	備考
3911 受託開発ソフトウェア業	(a) 受託開発ソフトウェア	ソフトウェアの設計及び制作、試験までの工程を伴った特定の役割を持つソフトウェア作成を行う事業	
	(b) プログラム作成	コンピュータに対する命令及びアルゴリズムを制作する事業、並びにプログラミング言語を活用したソースコードを制作する事業	
	(c) 情報システム総合開発	総合的な企画、指導、調整のもとに情報システムを開発する事業	
	(d) ソフトウェア作成コンサルティング	ソフトウェア開発を目的とした、業務要件定義を行う事業	
3912 組込みソフトウェア業	(a) 情報通信機械器具 組込ソフトウェア	特定の目的を持つソフトウェアを組み込んだ基板を内蔵した情報通信機械器具を作成する事業	電話、FAX、SDN対応等の通信機器、ヘッドエンド設備、などのほか、Android、iOSを内蔵した携帯電話作成も含まれる
	(b) 輸送用機械器具 組込ソフトウェア	特定の目的を持つソフトウェアを組み込んだ基板を内蔵した輸送用機械器具を作成する事業	自動車や列車、船舶、航空機など、及びこれに用いられる部品等制作物など
3913 パッケージソフトウェア業	(a) パッケージソフトウェア	設計及びソフトウェアの制作、試験までの工程を伴った汎用的なソフトウェア制作を行う事業	
3914 ゲームソフトウェア業	(a) アーケード用ゲームソフトウェア	官庁、地方自治体の入札に必要と想定されないため、本研究の対象外とする	
	(b) 家庭用ゲームソフトウェア		
	(c) その他ゲームソフトウェア		
3921 情報処理サービス業	(a) 受託計算サービス	料金計算や請求代行、構造解析などの特定の目的に基づいてデータ計算サービスを行う事業	
	(b) 計算センター	料金計算や請求代行、構造解析などの汎用的なデータ計算サービスを特定の組織で行う事業	
	(c) タイムシェアリングサービス	汎用的な複数ユーザのデータ処理業務を大型の電算機等を用いて集中処理を行う事業	
	(d) マシントimeサービス	大型の電算機等の利用を複数ユーザで利用するにあたって利用時間によってシェアすることで提供する事業	放射線治療装置やがん治療装置などの大型の医療機器に多い
	(e) データエントリー	市場調査などによって収集したデータを特定のアプリケーションに一括して登録する作業を代行する事業	
3922 情報提供サービス業	(a) データベースサービス	各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業	
3923 システム監査サービス業	(a) システム監査(新設)	情報システムの効率性、信頼性、安全性を確保するために被監査対象から独立して情報システムを評価し、利害関係者に助言、勧告する事業	官公需におけるニーズを鑑み、新設を提案する。
3924 情報セキュリティ監査サービス業	(a) 情報セキュリティ監査(新設)	情報システムのセキュリティに係るリスクマネジメントを効果的に実施するためにコントロールの整備、運用状況を被監査対象から独立して評価し、利害関係者に助言、勧告する事業	官公需におけるニーズを鑑み、新設を提案する。
3929 その他の情報処理サービス業	(a) 世論調査	市場調査、世論調査など、特定の目的に基づいた調査委託を請け負う事業	
	(b) その他情報処理サービス	他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業	
4011 ポータルサイト・サーバ運営業	(a) ウェブ情報検索サービス	インターネット上のウェブサイトを巡回し、得た情報を体系的に整理しユーザに提供する事業	
	(b) インターネット・ショッピング・サイト	インターネットを通じて通信販売業を行う事業	
	(c) インターネット・オークション・サイト	インターネットを通じてオークションを行う事業	
4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業	(a) ASP	インターネットを通じて、情報通信基盤サービスやソフトウェアサービス等の提供を行う事業	SaaS、PaaS、IaaSなどもこの分類に該当
	(b) ウェブコンテンツ提供	ウェブ上の広告や情報などのコンテンツの作成、提供を行う事業	
4013 インターネット利用サポートサービス業	(a) 電子認証	電子的な許認可システムや、証明書サービス、公開鍵基盤サービスの提供を行う事業	
	(b) 情報ネットワーク・セキュリティ・サービス	インターネットを通じて、情報システムのセキュリティ診断やセキュリティポリシー運用を代行するサービス	

別表2 経営規模等評価の綱目の検討

IT事業者評価制度(経営事項評価)

経営事項評価 総合評点 P

経営事項の総合評価は、**総合評点 P** で数値化する。**総合評点 P** は、以下の算出式で計算する。

$$\text{総合評点P} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W \quad (*)\text{小数点以下に端数がある場合は四捨五入する。}$$

売上高評点 X1 (付表1 X11 参照)

売上高評点 X1は、経営事項評価のうち、経営規模を表す指標の1つである。

IT事業者の業種ごとに、**1,000万円未満から500億円以上までの39区分**に分けて年間平均売上高を「売上高評点 X1算出テーブル」に当てはめて評点を算出する。建設業の評点は、完成工事高を採用しているが、IT事業者においては多年度に亘る工事が比較的少ないことを考慮して年間売上高を採用した。売上高の**平均年数は2年または3年**のどちらかを選択する。但し、後述の「技術力評点Z」算出に使用する主業売上高評点算出時の平均年数と同じ年数にそろえる。

経営規模評点 X2 (付表1 X21, X22 参照)

経営規模評点X2は、経営事項評価のうち経営規模を審査する評点である。

自己資本額点数と平均利益額点数から算出する。自己資本額点数と平均利益額点数は、それぞれ算出テーブルに当てはめて算出する。自己資本額は2年平均するか平均しないかのどちらかを選択する。平均利益額は、**税引前・償却前利益**の2期平均値(基準決算と前期決算の平均値)とする

技術力評点 Z (付表1 Z11, Z12 参照)

技術力評点Zは、経営事項評価のうち、技術力を審査する評点である。**技術職員数評点と主業売上高評点**から算出する。技術職員数評点と主業売上高評点は、それぞれ評点算出テーブルに当てはめて算出する。

技術職員数評点は、資格区分に基づいて、技術職員数値を算出後、技術職員数評点算出テーブルに当てはめて算出する。技術職員数値は、情報処理技術者制度のレベル4からレベル1までの各レベルの技術者別に定める点数をそれぞれの人数に掛け合わせた、資格区分別評点の合計点で決定する。主業売上高の**平均年数は2年または3年**のどちらかにするが、売上高評点 X1 算出時に選択した平均年数と同じ年数とする。

社会性等評点 W (付表2 W 参照)

社会性等評点Wは、その他の審査項目とも呼ばれ、経営事項評価のうち、社会的貢献度など、上記の評点以外の審査項目である。

労働福祉点数、営業継続点数、防災協定点数、法令遵守点数、システム管理点数、情報処理装置点数、国際標準化機登録点数から算出する。**労働福祉点数**は、雇用保険・健康保険・退職一時金制度もしくは企業年金制度への加入状況によって決定される。その他の労働福祉制度については今後の検討課題とする。**営業継続点数**は、営業年数点数と民事再生法・会社更生法の適用有無点数を加算したものである。営業年数が5年以上の場合には、1年経過すごとに2点プラスされる。民事再生法・会社更生法の適用がある場合はマイナス60点とする。**防災協定点数**は、防災協定を締結している場合に15点が加算される。**法令遵守状況点数**は、営業停止処分を受けた場合はマイナス30点、指示処分を受けた場合はマイナス15点とする。**監査制度適用の状況**は、会計監査およびシステム監査、情報セキュリティ監査の受信状況で評価する。**システム管理点数**は、公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネーター、公認システム管理人資格者の数と年間売上高から算出する。**情報処理装置保有点数**は、開発用情報処理装置1台につき1点ずつ加算され、最高点は15点とする。**国際標準化機構登録点数**は、ISO9000, ISO14000, ISO27000, ISO20000 のいずれかに登録している場合に各5点ずつ加算され、最高点は10点とする。認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加算しない。

経営状況評点 Y(付表2 Y 参照)

経営状況評点Yは、経営事項評価のうち経営状況を審査する評点である。

「**負債抵抗力**」「**収益性・効率性**」「**財務健全性**」「**絶対的力量**」の4つについて、それぞれ2指標ずつ**合計8指標**から経営状況評点Yを算出する。8指標にそれぞれ重み付けを行い、その合計値から経営状況点数Aを算出後、経営状況評点Yを算出する。

「負債抵抗力」の指標は「純支払利息比率」と「負債回転期間」とする。「収益性・効率性」の指標は、「総資本売上総利益率」と「売上高経常利益率」とする。「財務健全性」の指標は、「自己資本対固定資産比率」と「自己資本比率」とする。「絶対的力量」の指標は、「営業キャッシュフロー」と「利益剰余金」とする。

付表1 (評点X1, X2, 評点Z)

売上高評点算出テーブル(X1)

売上高	評点X1 計算式	計算値(点)
500億円以上	$88 \times K / 10,000,000 + 1,666$	2006
400億円以上500億円未満	$89 \times K / 10,000,000 + 1,561$	
300億円以上400億円未満	$89 \times K / 10,000,000 + 1,561$	1828
250億円以上300億円未満	$75 \times K / 5,000,000 + 1,378$	
200億円以上250億円未満	$76 \times K / 5,000,000 + 1,373$	
150億円以上200億円未満	$76 \times K / 5,000,000 + 1,373$	
120億円以上150億円未満	$64 \times K / 3,000,000 + 1,281$	
100億円以上120億円未満	$62 \times K / 2,000,000 + 1,165$	1475
80億円以上100億円未満	$64 \times K / 2,000,000 + 1,155$	
60億円以上80億円未満	$50 \times K / 2,000,000 + 1,211$	
50億円以上60億円未満	$51 \times K / 1,000,000 + 1,055$	1310
40億円以上50億円未満	$51 \times K / 1,000,000 + 1,055$	
30億円以上40億円未満	$50 \times K / 1,000,000 + 1,059$	
25億円以上30億円未満	$51 \times K / 500,000 + 903$	
20億円以上25億円未満	$39 \times K / 500,000 + 963$	1119
15億円以上20億円未満	$36 \times K / 500,000 + 975$	
12億円以上15億円未満	$38 \times K / 300,000 + 893$	
10億円以上12億円未満	$39 \times K / 200,000 + 811$	1006
8億円以上10億円未満	$38 \times K / 200,000 + 816$	
6億円以上8億円未満	$25 \times K / 200,000 + 868$	
5億円以上6億円未満	$25 \times K / 100,000 + 793$	918
4億円以上5億円未満	$34 \times K / 100,000 + 748$	
3億円以上4億円未満	$42 \times K / 100,000 + 716$	
2.5億円以上3億円未満	$24 \times K / 50,000 + 698$	818
2億円以上2.5億円未満	$28 \times K / 50,000 + 678$	
1.5億円以上2億円未満	$34 \times K / 50,000 + 654$	
1.2億円以上1.5億円未満	$26 \times K / 30,000 + 626$	
1億円以上1.2億円未満	$19 \times K / 20,000 + 616$	711
0.8億円以上1億円未満	$22 \times K / 20,000 + 601$	
0.6億円以上0.8億円未満	$28 \times K / 20,000 + 577$	
0.5億円以上0.6億円未満	$16 \times K / 10,000 + 565$	645
0.4億円以上0.5億円未満	$19 \times K / 10,000 + 550$	
0.3億円以上0.4億円未満	$24 \times K / 10,000 + 530$	
0.25億円以上0.3億円未満	$13 \times K / 5,000 + 524$	
0.2億円以上0.25億円未満	$16 \times K / 5,000 + 509$	573
0.15億円以上0.2億円未満	$20 \times K / 5,000 + 493$	
0.12億円以上0.15億円未満	$14 \times K / 3,000 + 483$	
0.1億円以上0.12億円未満	$11 \times K / 2,000 + 473$	528
0.1億円未満	$131 \times K / 10,000 + 397$	528

K: 年間平均売上高(千円単位)

評点に小数点未満の端数がある場合は切り捨てる。

自己資本額算出テーブル(X2)

自己資本額	点数(計算式)	計算値(点)
100億円以上	$33 \times K / 2,000,000 + 1,084$	1249
80億円以上100億円未満	$39 \times K / 2,000,000 + 1,054$	
60億円以上80億円未満	$47 \times K / 2,000,000 + 1,022$	
50億円以上60億円未満	$29 \times K / 1,000,000 + 989$	1134
40億円以上50億円未満	$34 \times K / 1,000,000 + 964$	
30億円以上40億円未満	$41 \times K / 1,000,000 + 936$	
25億円以上30億円未満	$25 \times K / 500,000 + 909$	1034
20億円以上25億円未満	$29 \times K / 500,000 + 889$	
15億円以上20億円未満	$36 \times K / 500,000 + 861$	
12億円以上15億円未満	$27 \times K / 300,000 + 834$	
10億円以上12億円未満	$21 \times K / 200,000 + 816$	921
8億円以上10億円未満	$24 \times K / 200,000 + 801$	
6億円以上8億円未満	$30 \times K / 200,000 + 777$	
5億円以上6億円未満	$18 \times K / 100,000 + 759$	
4億円以上5億円未満	$21 \times K / 100,000 + 744$	
3億円以上4億円未満	$27 \times K / 100,000 + 720$	801
2.5億円以上3億円未満	$15 \times K / 50,000 + 711$	
2億円以上2.5億円未満	$19 \times K / 50,000 + 691$	
1.5億円以上2億円未満	$23 \times K / 50,000 + 675$	
1.2億円以上1.5億円未満	$16 \times K / 30,000 + 664$	
1億円以上1.2億円未満	$13 \times K / 20,000 + 650$	715
0.8億円以上1億円未満	$16 \times K / 20,000 + 635$	
0.6億円以上0.8億円未満	$11 \times K / 20,000 + 623$	
0.5億円以上0.6億円未満	$19 \times K / 10,000 + 614$	
0.4億円以上0.5億円未満	$14 \times K / 10,000 + 599$	655
0.3億円以上0.4億円未満	$16 \times K / 10,000 + 591$	
0.25億円以上0.3億円未満	$10 \times K / 5,000 + 579$	
0.2億円以上0.25億円未満	$12 \times K / 5,000 + 569$	
0.15億円以上0.2億円未満	$14 \times K / 5,000 + 561$	
0.12億円以上0.15億円未満	$11 \times K / 3,000 + 548$	
0.1億円以上0.12億円未満	$8 \times K / 2,000 + 544$	584
0.1億円未満	$223 \times K / 10,000 + 361$	584

Kには自己資本額(千円単位)をあてはめて算出する。

自己資本額がマイナスの場合には0として算出する。(0.1億未満ランクとなる)

平均利益額算出テーブル(X22)

平均利益額	点数(計算式)	計算値(点)
40億円以上	$79 \times K / 1,000,000 + 1,080$	1396
30億円以上40億円未満	$92 \times K / 1,000,000 + 1,028$	
25億円以上30億円未満	$54 \times K / 500,000 + 980$	
20億円以上25億円未満	$60 \times K / 500,000 + 950$	
15億円以上20億円未満	$70 \times K / 500,000 + 910$	
12億円以上15億円未満	$48 \times K / 300,000 + 880$	1072
10億円以上12億円未満	$37 \times K / 200,000 + 850$	
8億円以上10億円未満	$42 \times K / 200,000 + 825$	
6億円以上8億円未満	$48 \times K / 200,000 + 801$	
5億円以上6億円未満	$28 \times K / 100,000 + 777$	
4億円以上5億円未満	$32 \times K / 100,000 + 757$	
3億円以上4億円未満	$37 \times K / 100,000 + 737$	848
2.5億円以上3億円未満	$21 \times K / 50,000 + 722$	
2億円以上2.5億円未満	$24 \times K / 50,000 + 707$	
1.5億円以上2億円未満	$27 \times K / 50,000 + 695$	
1.2億円以上1.5億円未満	$20 \times K / 30,000 + 676$	
1億円以上1.2億円未満	$15 \times K / 20,000 + 666$	741
0.8億円以上1億円未満	$16 \times K / 20,000 + 661$	
0.6億円以上0.8億円未満	$19 \times K / 20,000 + 649$	
0.5億円以上0.6億円未満	$12 \times K / 10,000 + 634$	
0.4億円以上0.5億円未満	$12 \times K / 10,000 + 634$	
0.3億円以上0.4億円未満	$15 \times K / 10,000 + 622$	
0.25億円以上0.3億円未満	$7 \times K / 5,000 + 619$	
0.2億円以上0.25億円未満	$10 \times K / 5,000 + 609$	
0.15億円以上0.2億円未満	$11 \times K / 5,000 + 605$	638
0.12億円以上0.15億円未満	$7 \times K / 3,000 + 603$	
0.1億円以上0.12億円未満	$6 \times K / 2,000 + 595$	625
0.1億円未満	$78 \times K / 10,000 + 547$	625

Kには平均利益額(千円単位)をあてはめて算出する。

平均利益額がマイナスの場合には0として算出する。(0.1億未満ランクとなる)

主業売上高評点算出テーブル(Z1)

主業売上高	点数(計算式)	計算値(点)
500億円以上	$87 \times K / 10,000,000 + 2,079$	2514
400億円以上500億円未満	$104 \times K / 10,000,000 + 1,994$	2410
300億円以上400億円未満	$126 \times K / 10,000,000 + 1,906$	2284
250億円以上300億円未満	$76 \times K / 5,000,000 + 1,828$	2208
200億円以上250億円未満	$90 \times K / 5,000,000 + 1,758$	2118
150億円以上200億円未満	$110 \times K / 5,000,000 + 1,678$	
120億円以上150億円未満	$81 \times K / 3,000,000 + 1,603$	
100億円以上120億円未満	$63 \times K / 2,000,000 + 1,549$	1864
80億円以上100億円未満	$75 \times K / 2,000,000 + 1,489$	
60億円以上80億円未満	$92 \times K / 2,000,000 + 1,421$	
50億円以上60億円未満	$55 \times K / 1,000,000 + 1,367$	1642
40億円以上50億円未満	$66 \times K / 1,000,000 + 1,312$	
30億円以上40億円未満	$79 \times K / 1,000,000 + 1,260$	
25億円以上30億円未満	$48 \times K / 500,000 + 1,209$	1449
20億円以上25億円未満	$57 \times K / 500,000 + 1,164$	
15億円以上20億円未満	$70 \times K / 500,000 + 1,112$	
12億円以上15億円未満	$50 \times K / 300,000 + 1,072$	
10億円以上12億円未満	$41 \times K / 200,000 + 1,026$	1231
8億円以上10億円未満	$47 \times K / 200,000 + 996$	
6億円以上8億円未満	$57 \times K / 200,000 + 956$	
5億円以上6億円未満	$36 \times K / 100,000 + 911$	1091
4億円以上5億円未満	$40 \times K / 100,000 + 891$	
3億円以上4億円未満	$51 \times K / 100,000 + 847$	1000
2.5億円以上3億円未満	$30 \times K / 50,000 + 820$	
2億円以上2.5億円未満	$35 \times K / 50,000 + 795$	935
1.5億円以上2億円未満	$45 \times K / 50,000 + 755$	
1.2億円以上1.5億円未満	$32 \times K / 30,000 + 730$	
1億円以上1.2億円未満	$26 \times K / 20,000 + 702$	780
0.8億円以上1億円未満	$29 \times K / 20,000 + 687$	
0.6億円以上0.8億円未満	$36 \times K / 20,000 + 659$	767
0.5億円以上0.6億円未満	$22 \times K / 10,000 + 635$	
0.4億円以上0.5億円未満	$27 \times K / 10,000 + 610$	
0.3億円以上0.4億円未満	$31 \times K / 10,000 + 594$	687
0.25億円以上0.3億円未満	$19 \times K / 5,000 + 573$	
0.2億円以上0.25億円未満	$23 \times K / 5,000 + 553$	
0.15億円以上0.2億円未満	$28 \times K / 5,000 + 533$	617
0.12億円以上0.15億円未満	$19 \times K / 3,000 + 522$	
0.1億円以上0.12億円未満	$16 \times K / 2,000 + 502$	582
0.1億円未満	$341 \times K / 10,000 + 241$	582

K: 年間平均主業売上高(千円単位)

評点に小数点以下の端数がある場合は切り捨てる

技術職員数評点算出テーブル(Z12)

技術職員数	点数(計算式)	計算値(点)
15,500以上		2,335
11,930以上~15,500未満	$62 \times K / 3,570 + 2,065$	2,272
9,180以上~11,930未満	$63 \times K / 2,750 + 1,998$	
7,060以上~9,180未満	$62 \times K / 2,120 + 1,939$	
5,430以上~7,060未満	$62 \times K / 1,630 + 1,876$	2,082
4,180以上~5,430未満	$63 \times K / 1,250 + 1,806$	
3,210以上~4,180未満	$63 \times K / 970 + 1,747$	
2,470以上~3,210未満	$62 \times K / 740 + 1,686$	1,893
1,900以上~2,470未満	$62 \times K / 570 + 1,624$	
1,460以上~1,900未満	$63 \times K / 440 + 1,558$	1,767
1,130以上~1,460未満	$63 \times K / 330 + 1,488$	
870以上~1,130未満	$62 \times K / 260 + 1,434$	1,641
670以上~870未満	$63 \times K / 200 + 1,367$	
510以上~670未満	$62 \times K / 160 + 1,318$	
390以上~510未満	$63 \times K / 120 + 1,247$	1,452
300以上~390未満	$62 \times K / 90 + 1,183$	1,390
230以上~300未満	$63 \times K / 70 + 1,119$	
180以上~230未満	$62 \times K / 50 + 1,040$	1,263
140以上~180未満	$62 \times K / 40 + 984$	1,201
110以上~140未満	$63 \times K / 30 + 907$	
85以上~110未満	$63 \times K / 25 + 860$	1,074
65以上~85未満	$62 \times K / 20 + 810$	
50以上~65未満	$62 \times K / 15 + 742$	949
40以上~50未満	$63 \times K / 10 + 633$	
30以上~40未満	$63 \times K / 10 + 633$	822
20以上~30未満	$62 \times K / 10 + 636$	760
15以上~20未満	$63 \times K / 5 + 508$	
10以上~15未満	$62 \times K / 5 + 511$	635
5以上~10未満	$63 \times K / 5 + 509$	572
5未満	$62 \times K / 5 + 510$	572

K: 技術職員数

評点に小数点以下の端数がある場合は切り捨て、技術レベル別評点は、以下のとおりとする。

IT企業の審査項目として、技術職員数に関する評点は、重要である。

そこで、IT関連資格の技術レベルに応じて、レベル4・10、レベル3・6、レベル2・3、レベル1・1の点数を与える。

総合システム業(総合システム構築等)については、管理、監査、診断、助言の実行を想定して、レベル4に、中小企業診断士、公認会計士、公認システム監査人、ITコーディネータを含める。建設業の審査項目では、管理技術者を定めているが、本項目では管理技術者の評点は、後日の検討課題として保留とする。

付表2 社会性等評点 W 及び 経営状況評点 Y

その他の審査項目(社会性等)評点W:

その他の審査項目(社会性等)評点Wは、**労働福祉点数**、**営業継続点数**、**防災協定点数**、**法令遵守点数**、**開発用情報処理装置保有点数**、**国際標準化機構登録点数**を合計したものに $\times 10 \times 190/200$ を乗じたものを評点Wとする。

労働福祉点数: 労働福祉点数は、以下の点数を加算したものとす。

雇用保険、健康保険、厚生年金保険の未加入の場合各-40点、全部未加入の場合、-120点とする。退職一時金制度もしくは企業年金制度加入の場合+15点とする。その他の労働福祉制度の加入点数は、今後の検討課題とする。

営業継続点数: 営業継続点数は、営業年数点数と民事再生法・会社更生法の適用有無点数を加算したものとす。営業年数は、創業時より起算して、審査基準日までの期間とする。その年数に年未満の端数があるときは切り捨てる。民事再生法・会社更生法の適用を過去に受けた場合には、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時から起算する。民事再生法・会社更生法の適用有無点数は、適用有りの場合は-60点とする。適用なしの場合には、0点とする。営業継続年数は、5年以内0点、6年以上35年までは、1年増えるごとに2点加算とする。

35年以上で満額60点とする。

防災協定点数: 防災協定点数は、防災協定を締結している場合に15点が加算される。締結していない場合は0点とする。

法令遵守状況点数: 法令遵守状況点数は、営業停止処分を受けた場合は-30点、指示処分を受けた場合は-15点とする。処分を受けていない場合は0点とする。

監査受信状況点数: 会計監査を受審していない場合に、評点をマイナス30点、システム監査、情報セキュリティ監査を受審している場合評点を各々15点加算する。

開発用情報処理装置の保有状況点数: 開発用情報処理装置の保有状況点数は、情報処理装置1台につき1点加算する。最高15点とする。

国際標準化機構の登録状況点数: 国際標準化機構の登録状況点数は、IS9000、ISO14000、ISO27000、ISO20000に登録している場合に各5点加算する。(最高10点とする)。

経営状況評点Y

経営状況評点Yは、「**負債抵抗力**」「**収益性・効率性**」「**財務健全**」「**絶対的力量**」の4つについて、それぞれ2指標ずつ合計8指標から各点を算出して、経営状況評点Yを算出する。

指標	記号	経営状況分析の指標	算出式	上限値	下限値
負債抵抗力	X1	純支払利息比率	(支払利息-受取利息配当金) / 売上高 $\times 100$	5.1	-0.3
負債抵抗力	X2	負債回転期間	(流動負債+固定負債) / (売上高 $\div 12$)	18.0	0.9
収益性・効率性	X3	総資本売上総利益率	売上総利益 / 総資本(2期平均) $\times 100$	63.6	6.5
収益性・効率性	X4	売上高経常利益率	経常利益 / 売上高 $\times 100$	5.1	-8.5
財務健全性	X5	自己資本対固定資産比率	自己資本 / 固定資産 $\times 100$ (固定比率の逆数)	350.0	-76.5
財務健全性	X6	自己資本比率	自己資本 / 総資本 $\times 100$	68.5	-68.6
絶対的力量	X7	営業キャッシュフロー(絶対額)	営業キャッシュフロー(二期平均) / 1億	15.0	-10.0
絶対的力量	X8	利益剰余金(絶対額)	利益剰余金 / 1億	100.0	-3.0

経営状況評点 Y = $167.3 \times A + 583$ (*小数点以下第1位を四捨五入)

経営状況点数 A = $-0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$ (*小数点以下第3位を四捨五入)

営業キャッシュフローは以下の計算式で算出する。 営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却実施額 \pm 引当金増減額 - 法人税住民税及び事業税 \pm 売掛債権増減額 \pm 仕入債務増減額 \pm 棚卸資産増減額 \pm 受入金増減額
各増減額を(当期-前期)で計算した場合には、引当金増減額、仕入債務増減額、受入金増減額はそのままの符号で(プラスの場合にはプラス、マイナスの場合にはマイナスして)営業キャッシュフローを計算する。 売掛債務増減額、棚卸資産増減額は符号を反転(プラスの場合にはマイナス、マイナスの場合にはプラス)して営業キャッシュフローを算出する。

売掛債権等は、以下の計算式で計算する。 1. 引当金 = 貸倒引当金(財務諸表上の符号は無視して計算)

2. 売掛債権 = 受取手形 + 売掛金 3. 仕入債務 = 支払手形 + 買掛金 4. 棚卸資産 = 製品 + 材料貯蔵品

5. 受入金 = 前受金